

# 繊維製品に係る有害物質の不使用に関するガイドライン

日本繊維産業連盟

策定年月日：

2009（平成21）年12月22日

2012（平成24）年 9月10日改訂

2015（平成27）年 9月 1日改称・改訂

## 1. 背景／目的

近年の安全・安心に対する消費者の関心の高まりを受けて、衣服等繊維製品においても消費者の安全・安心への要請に応え続けることが重要な課題となっている。

日本繊維産業連盟では、国内に流通する繊維製品の安全性を確保することと、諸外国との規制と整合化を図る観点から、2008（平成20）年9月に「繊維産業における環境・安全問題検討会（2015年1月より環境・安全問題委員会に改称）」を設置し、検討を重ね、政府内で特定芳香族アミンに対する法規制導入の動きがある中、法規制に先駆けて、繊維業界としてサプライチェーン全体で、より安全・安心な繊維製品を提供することを目的として、2009（平成21）年12月に自主基準を作成した。

従来、わが国では、繊維製品については、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」において最終製品に有害物質が混入しないように規制が行われており、この度2015（平成27）年4月8日公布、2016（平成28）年4月1日施行で、一部のアゾ染料が規制物質として追加されることとなった。この法施行に併せて、従来の自主基準をガイドラインと名称を変更し、引き続き、最優先の取り組み課題として、繊維製品の更なる安全性向上に努めていく。

なお、本ガイドラインは日本繊維産業連盟の活動領域で取り扱われる多種多様な繊維製品において、有害物質をできる限り排除するための推奨基準を定めたものである。

## 2. ガイドライン

対象物質	所定の試験法により特定芳香族アミン24物質を生ずるアゾ色素（染料、顔料）
規準値 及び ルール	所定の試験法によるアゾ基の還元分解の結果、特定芳香族アミンそれぞれが繊維製品から30 $\mu$ g/g (mg/kg)を超えて検出されるアゾ色素（染料、顔料）は、使用してはならない。
証明法	所定の試験法による分析 （ただし、染料メーカー・染色企業等の不使用宣言書等があれば分析不要）
分析法	厚生労働省法（2015年公布の省令に準拠） 又は、JIS L 1940-1&3 : 2014、ISO 24362-1&3 : 2014、EN 14362-1&3 : 2012 （部材の）皮革用には ISO 17234-1:2015、17234-2:2011 の何れも可とする（分析規格については、その改訂の都度見直す）

\* 特定芳香族アミンについては、別紙1を参照

- 顔料は法規制対象外であるが、政令においてはアゾ化合物（染料、顔料を含む）を掲示しているので、繊維製品の安全・安心に関する自主的な取り組みとして引き続き本ガイドラインの対象としている。
- 基準値の単位は有害物質を含有する家庭用品規制法に準拠して $\mu$ g/gと記載したがmg/kgと同等。（参考までに特定芳香族アミン24物質を生成することが知られている染料リストを別紙3にまとめた。）

### 3. 対象製品

本ガイドラインの対象とする繊維製品の適用範囲については、日本標準商品分類に示されている下記の商品とする。

( ) 内は日本標準商品分類

対象品目	対象製品
衣服 (78) (履物及び身の回り品を除く。)	外衣 (781)、下着 (782)、寝衣 (783)、和服 (784)、くつ下 (785)、足袋 (786)、帽子 (787)、ゴム製を除く手袋 (788)、履物及び身の回り品を除くその他の衣服 (789)
身の回り品 (79)	ハンカチーフ (791)、えり飾り (792)、和装用身の回り品 帯どめ、半えり、すそよけ、ふろしき等 (794)、その他の身の回り品 (799)
家庭用繊維製品 (82)	床敷物 (821)、寝具 (822)、テーブル掛け (825)、タオル、バスマット及び関連製品 (827)、その他の家庭用繊維製品 (829)

\* 詳細は別紙 2 参照

注：2016 年 4 月 1 日より施行されるアゾ染料の規制では、繊維製品のほかに、皮革（毛皮製品を含む）製品も規制されることから、繊維製品の副資材として使用される皮革（毛皮）についても対象となることに留意

### 4. 運用 (詳細は別紙 4 参照)

サプライチェーンの各段階において対象物質の不使用宣言書等で基準適合を確認し、トレーサビリティを明確にすることで、より安全性を高めるための基盤を構築することに努める。

尚、個々の製品に対する法的責任はその製品の製造元あるいは販売元にある。

### 5. 付則

本ガイドラインは、適宜見直しを行い、対象物質を追加することとする。

以上